

公契約条例（川崎市契約条例の一部改正）

（平成 23 年 4 月 1 日施行）

世界的な金融危機から続く厳しい経済情勢下、企業収益は悪化し、個人所得も減少し、雇用については失業率が歴史的に高い水準で推移するなど国内経済は依然厳しい状況にあります。このような中、川崎市においても、市が発注する公共工事で低価格での落札が続く、この状態が続くと、工事の下請業者や労働者の賃金にしわ寄せがいくのではないかと懸念されてきました。下請業者や労働者の賃金にしわ寄せが及ぶということは、市民生活や雇用の安定を害し、ダンピングや手抜き工事の発生など公共工事の品質の低下も招きかねません。このため、賃金など労働者の労働環境と公共工事の品質を守るために、市議会で公契約条例（※1）を制定すべきだとの声が上がリ、条例制定に向けた検討が始まりました。

＜議会での審議経過と市の取り組み＞

【平成 21 年第 4 回定例会（12 月）】

質問

これまでは市が発注した工事は契約どおりに完成さえすれば終わりという考えのもと、労働者の低賃金などが放置されているのではと指摘されてきました。官製ワーキングプアをなくすためにも、公契約条例を制定すべきでは。



答弁

業務品質や労働者の労働条件の確保のためにも、国や他都市の動向も踏まえて、公契約条例の制定に向けて検討していきたいと思います。

【平成 22 年第 3 回定例会（6 月）】

質問

対象となる契約には、工事だけでなく、清掃などの委託業務なども含めるのでしょうか。

答弁

工事契約のほか、業務委託契約も考えています。また、その範囲については、業務内容や職種を勘案し、契約金額等に一定の基準を設けることを検討しています。



要望

公契約条例を実効性あるものにするためにも、できるだけ広い範囲を公契約条例の対象とするよう要望します。また、東京都国分寺市では、指定管理者（※2）も公契約条例の対象にすることを検討しています。本市も指定管理者を公契約条例の対象とするよう要望します。

取り組みとしては・・・

工事請負契約のほかに、人件費比率の高い一定業種（警備や清掃など）の業務委託契約や全ての指定管理施設にも公契約条例を適用することにしました。

【平成22年第4回定例会（9月）】

質問

公契約条例の対象となる公共工事や委託業務の労働者の賃金の最低額はどのように決めるのでしょうか。

答弁

国が定める公共工事の労務単価や本市の生活保護基準を参考にして、新たに設置する労使双方の代表や有識者で構成する川崎市作業報酬審議会で審議した上で、市が毎年、賃金の最低額を定めることで考えています。

【平成22年第5回定例会（12月）】

質問

対象となる委託業務の労働者の賃金最低額について、生活保護基準を参考にした理由は。

答弁

労働者の生活に対する保障、最低賃金と生活保護費の逆転現象によるモラルハザードへの対応、さらには公正な基準による必要があるため、労働者の賃金の最低額について生活保護基準を参考にすることを考えています。

取り組みとしては・・・

国が定める公共工事の労務単価（賃金）や川崎市の生活保護基準を参考に、新設する川崎市作業報酬審議会で審議した上で、市が公契約条例の対象工事や委託業務における労働者の賃金の最低額を決定することにしました。

【平成22年第4回定例会（9月）】

質問

条例違反があった場合の対応は。

答弁

条例違反があった場合、市は契約の受注者に対し、速やかに条例違反を是正するよう求めますが、それでも違反が改善されない場合には、契約解除、違反事実の公表、入札の指名停止措置などにより条例を実効性あるものにしていきたいと考えています。



取り組みとしては・・・

契約の受注者が条例違反を改善しなかった場合、市は契約の解除、条例違反があったという事実の公表、入札の指名停止措置などをとることができることを条例で規定しました。

公契約条例（川崎市契約条例の一部改正）



川崎市契約条例の一部改正の議案を可決し、政令指定都市で初めて公契約条例を制定することになりました。（平成22年12月）

【対象となる契約・協定】

- ① 予定価格6億円以上の工事請負契約
- ② 予定価格1,000万円以上の一定業種の業務委託契約
※一定業種…警備、清掃、施設管理、データ入力など
- ③ 指定管理者と締結する協定

【労働者の賃金】

国が定める公共工事の労務単価（賃金）や川崎市の生活保護基準を参考にし、川崎市作業報酬審議会の意見を聞いた上で、市が毎年、賃金の最低金額を定める。

※平成23年度の賃金の最低金額

- ① 工事請負契約 職種ごとに異なる。

（例えば、塗装工は時給1,980円、交通誘導員は業務内容により時給980～1,080円）

- ② 業務委託契約 時給893円
- ③ 指定管理施設 時給893円



※公契約制度の詳細については・・・

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/koukeiyaku.htm>

<用語の解説>

※1 公契約条例

地方公共団体と民間企業が締結する契約（公契約）について、契約で働く労働者の賃金の最低額を入札・契約の条件として定めることにより、公共事業の品質の確保と労働者の労働環境の整備を図ることを目的とする条例。

※2 指定管理者

指定管理者制度は、住民サービスの向上を目的に、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）の管理運営を民間事業者等に行わせる制度で、平成15年9月に設けられました。川崎市では、ミュージアム川崎シンフォニーホール、藤子・F・不二雄ミュージアム、スポーツ施設、子ども文化センター、老人いこいの家など201施設（平成23年11月1日現在）に指定管理者制度を導入しています。